

第 5 回 川口市障害者福祉計画等策定委員会 次第

日 時 : 平成 2 7 年 2 月 3 日 (火)
午後 2 時 0 0 分
場 所 : 川口市役所 本庁舎 2 階
第 3 会議室

1 開 会

2 議 題

(1) 計画 (案) について

(2) パブリックコメントの結果について

3 そ の 他

4 閉 会

川口市障害者福祉計画等策定委員会 委員名簿

任期：平成26年7月11日～平成27年3月31日

区 分	氏 名	所 属	備 考
学識経験者	キノシタ ダイセイ 木 下 大 生	聖学院大学 人間福祉学部 人間福祉学科 准教授	委員長
	ニイヤ ヒトシ 新 谷 仁	一般社団法人川口市医師会 副会長	
	エノモト ジュンイチ 榎 本 淳 一	埼玉県南児童相談所 所長	副委員長
	シマブクロ ヨウコ 島 袋 洋 子	埼玉県川口保健所 副所長	
	タカハシ ミツヨ 高 橋 光 代	川口市立校長会 東本郷小学校 校長	
	ワダ アキラ 和 田 晃	川口公共職業安定所 専門援助部門統括職業指導官	
関係機関	ヤマザキ ユタカ 山 崎 豊	川口市障害者施設運営団体連絡会 代表幹事	
	マツモト トオル 松 本 哲	川口市自立支援協議会 太陽の家施設長	
	セキネ ヒトシ 関 根 仁	川口市社会福祉協議会 事務局長	
障害者関係団体	コマキ キイチ 小 巻 喜 一	一般社団法人川口市身体障害者福祉会 代表	身 体
	イデ ノブオ 井 出 信 男	社会福祉法人ごきげんらいぶ 理事長	知 的
	ニシムラ マサル 西 村 勝	川口市精神障害者の会（よつば） 会長	精 神
	タカノ ヒサ 高 野 寿	川口市障害難病団体協議会 理事	難 病
地域関係者	ヨシダ マサル 吉 田 優	社会福祉法人ひふみ会 理事長	
	カトウ カエコ 加 藤 加 恵 子	公募委員	
	チバ タズコ 千 葉 多 鶴 子	公募委員	
事 務 局	福 祉 部 障 害 福 祉 課		

16名

川口市障害者福祉計画等策定委員会 席次表

絵 画 側

聖学院大学 人間福祉学部 人間福祉学科 准教授 キノシタ ダイセイ 木下 大生		埼玉県南児童相談所 所長 エノモト ジュンイチ 榎本 淳一	
社会福祉法人ひらみ会 理事長 シダ マサル 吉田 優		川口市医師会 副会長 ニイタ ヒロシ 新谷 仁	
川口市障害者施設運営 団体連絡会 代表幹事 ヤマザキ ユカ 山崎 豊		埼玉県川口保健所 副所長 シマブクロ ヨウコ 島袋 洋子	
川口市自立支援協議会 太陽の家施設長 マツモト トオル 松本 哲		川口市立校長会 東本郷小学校 校長 タカハシ シヨウ 高橋 光代	
川口市身体障害者福祉会 代表 コマキ キイチ 小巻 喜一		川口公共職業安定所 専門援助部門 統括職業指導官 ワダ アキラ 和田 晃	
社会福祉法人ごきげんらいぶ 理事長 イデ ブオ 井出 信男		川口市社会福祉協議会 事務局長 セキネ ヒロシ 関根 仁	
川口市精神障害者の会 (よつば) 会長 ニシムラ マサル 西村 勝		公募委員 カトウ カエヨ 加藤 加恵子	
川口市障害難病団体協議会 理事 タカノ ヒサ 高野 寿		公募委員 チバ タスヨ 千葉 多鶴子	

出
入
口

障害福祉課 佐久間係長	障害福祉課 岩崎課長補佐	障害福祉課 伊藤課長	福祉部長 大久保部長	障害福祉課 坂本課長補佐	障害福祉課 遠藤主査
----------------	-----------------	---------------	---------------	-----------------	---------------

障害福祉課 増田主査	障害福祉課 市村主査	委託業者 (株)地域計画連合	委託業者 (株)地域計画連合	傍聴人	傍聴人
---------------	---------------	-------------------	-------------------	-----	-----

川口市障害者福祉計画等策定委員会要綱

(設置)

第1条 この要綱は、障害者基本法に基づく「障害者福祉計画」及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく「障害者自立支援福祉計画」（以下「計画」という。）について必要な事項を検討し、計画案を策定するための川口市障害者福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画について必要な次の事項を検討し、これに基づき策定された計画案を市長に提言するものとする。

2 障害者福祉計画

- (1) 現状把握
- (2) 事業実施の現況
- (3) 事業実施の必要量の把握
- (4) 事業実施の設備目標の設定
- (5) その他、必要な事項

3 障害者自立支援福祉計画

- (1) 各年度における指定障害者福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要量の見込み及びその見込量の確保のための方策
- (2) 地域生活支援事業の実施に関する事項
- (3) その他、必要な事項

(組織)

第3条 委員会は委員16名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害者団体・関係機関の代表
- (3) その他、特に市長が必要と認めるもの

(委員の任期)

第4条 委員の任期は平成27年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを選出する。

- 2 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は市長が招集する。

- 2 委員会は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認められたときは、関係者の出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

(報酬)

第7条 委員には、別表に定める報酬を支給する。但し、交通費は支給しない。

(幹事会)

第8条 委員会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会員は、市職員のうちから市長が任命する。

3 専門部会員は、委員会の所掌事務について、必要な情報資料を提供し、付託のあった事項について、調査研究し委員会に報告するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要綱の施行に伴い、川口市障害者福祉計画策定委員会要綱及び川口市障害者自立支援福祉計画策定委員会要綱を廃止する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月23日から施行する。

別表

職 名	報酬の額 (日額)
委員長	7,800円
委 員	7,200円

川口市障害者自立支援福祉計画策定委員会スケジュール

平成26年5月27日作成

回	日程			議題等	場所（予定）	備考
	月日	曜日	時間			
第1回	7月11日	金	13:30	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱書交付 ・委員紹介 ・正副委員長の選出 ・議題 策定委員会の公開について 今後の計画策定のスケジュールについて 	川口市役所 本庁舎 2階 第3会議室	
第2回	8月1日	金	14:00	<ul style="list-style-type: none"> ・議題 現計画の進行状況について 障害者等アンケートの実施について 	川口市役所 第2庁舎 地下第1・第2会議室	アンケート 8月18日（月） ～9月1日（月）
第3回	10月31日	金	14:00	<ul style="list-style-type: none"> ・議題 障害者等アンケートの調査結果について 重点的な取り組み等について 	川口市役所 第2庁舎 地下第1・第2会議室	
第4回	12月2日	火	14:00	<ul style="list-style-type: none"> ・議題 計画素案について パブリックコメントの実施について 	川口市役所 第2庁舎 地下第1・第2会議室	パブリックコメント 12月15日（月） ～1月15日（木）
第5回	2月3日	火	14:00	<ul style="list-style-type: none"> ・議題 パブリックコメントの結果について 計画（案）について 	川口市役所 第2庁舎 地下第1・第2会議室	
市長への 提言	3月27日	金	14:00	策定委員会を代表し、委員長から市長に提言	川口市役所 本庁舎 4階 市長室	

※「市長への提言」については、計画策定の進捗状況や市長の都合等により変更の可能性あり。